

に省令第7条に規定する軽微な変更をしたときは、次条に規定する建築完了報告書に、前項に規定する図書を添えて知事に報告することをもって同項に規定する届出に代えることができる。

(建築の完了報告)

第3条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したときは、遅滞なく様式第2号による建築完了報告書に建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（当該建築の完了に係る検査を要しない住宅にあつては、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15に規定する工事監理報告書の写し又はその他の建築の完了を確認することができる書面で知事が適当と認めるもの）を添えて知事に報告するものとする。

(取りやめの申出)

第4条 法第14条第1項第2号の申出をしようとする認定計画実施者は、様式第3号による取りやめの申出書に法第7条の規定による通知書の原本及び当該認定計画実施者であることを証する書類の写しを添えて知事に申し出るものとする。

(申請の取下げ)

第5条 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請又は法第8条の規定による変更の認定の申請をした者は、知事が当該認定又は変更の認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、様式第4号による取下届出書により知事に届け出るものとする。

(規則で定める図書又は書面)

第6条 省令第18条第1項に規定する図書又は書面は、次に掲げる図書又は書面とする。

- (1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表の(イ)項及び(ろ)項に掲げる図書
- (2) その他知事が必要と認める図書又は書面

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は、令和4年2月20日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

軽微な変更届出書
(新築/増築・改築)

年 月 日

富山県知事 殿

住所
認定計画実施者 氏名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

認定長期優良住宅建築等計画の軽微な変更をしたので、富山県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第2条第1項の規定により届け出ます。

- 1 認定番号又は変更認定の認定番号
第 号
- 2 認定年月日又は変更認定の認定年月日
年 月 日
- 3 住宅の位置
- 4 軽微な変更の内容
(変更前) (変更後)

様式第 2 号（第 3 条関係）

建築完了報告書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

認定計画実施者 氏名

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したので、富山県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第 3 条の規定により報告します。

1 認定番号又は変更認定の認定番号

第 号

2 認定年月日又は変更認定の認定年月日

年 月 日

3 住宅の位置

4 認定後にした軽微な変更の概要

(1) 変更をした図書の種類

(2) 変更の概要

5 住宅の建築が行われたことを確認した建築士

(一級・二級・木造) 建築士 () 登録第 () 号

氏名

(一級・二級・木造) 建築士事務所 () 知事登録第 () 号

名称

所在地

様式第3号（第4条関係）

取りやめの申出書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

認定計画実施者 氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたい
ので、富山県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第4条の規定によ
り申し出ます。

1 認定番号又は変更認定の認定番号

第 号

2 認定年月日又は変更認定の認定年月日

年 月 日

3 住宅の位置

様式第4号（第5条関係）

取下届出書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

申請者 氏名

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

長期優良住宅建築等計画の認定申請
変更認定申請を取り下げたいので、富山県長期優良
住宅の普及の促進に関する法律施行規則第5条の規定により届け出ます。

- 1 住宅の位置
- 2 認定申請又は変更認定申請の年月日
年 月 日
- 3 取下げの理由

告 示

富山県告示第35号

土砂災害警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第6項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

令和4年2月2日

富山県知事 新 田 八 朗

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更事項
尾山	黒部市尾山及び阿弥陀堂の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	一部指定 一部解除

（「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第36号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和4年2月2日

富山県知事 新 田 八 朗

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由